

## 三原市立糸崎小学校いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めていく。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践しなければならない。

### 2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### 【具体例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 3 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 4 いじめ防止についての基本的な方向

### (1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携をする。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

### (4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

### (5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な

場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 5 組織の設置について

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命した職員によるいじめ対策に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、その委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

### (1) 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ不登校対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。メンバーは、事案に応じて柔軟に対応する。

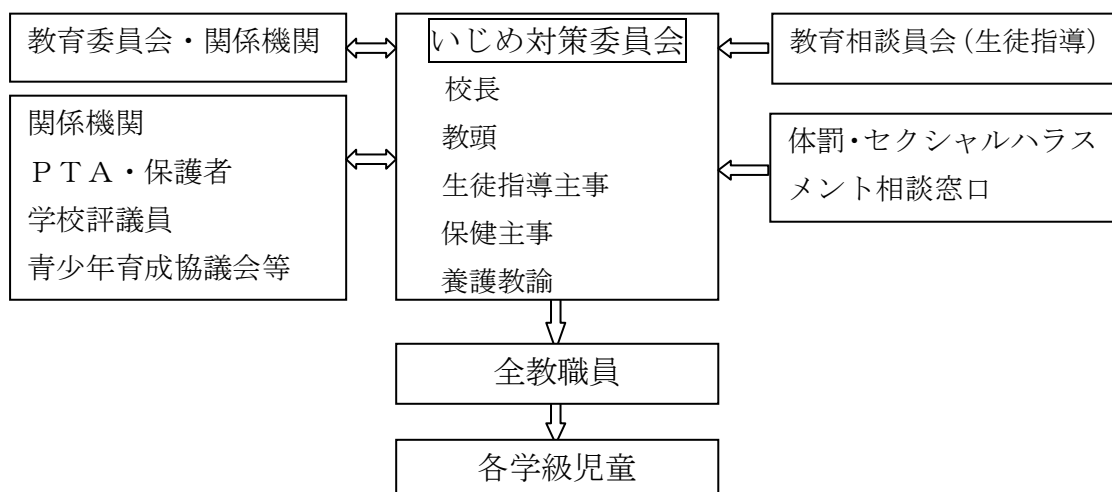
### (2) 構成員

いじめ対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、当該学級担任とする。

### (3) 役割内容

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核とする。定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- ②いじめの相談・通報の窓口とする。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう。
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核とする。

## 6 生徒指導体制，教育相談体制について



## 7 いじめ防止についての具体的な取組内容

### (1) 未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

#### ①わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・授業評価アンケートの実施

#### ②学習規律の徹底

- ・チャイム席
- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方、聞き方

#### ③集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり

#### ④複数での指導体制

- ・第1水曜日に低・中・高学年での職員交流の実施
- ・第2月曜日に低・中・高学年朝会の実施

#### ⑤社会体験，自然体験，交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- ・異学年交流の推進

#### ⑥児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

#### ⑦人権教育・道徳教育の充実

- ・「いじめ防止に関わる授業」の実施
- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

#### ⑧ネット上のいじめへの対応

- ・学校での情報モラル教育の推進。
- ・携帯電話等の取扱いについての指導。
- ・保護者会等での啓発，連携・協力。

### (2) 早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談やアンケート調査を実施する。

①朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子

②いじめアンケートの実施

- ・毎月実施

③個人面談の実施

- ・いじめアンケートの結果をもとに面談を実施

④保護者への通信・懇談会における啓発

- ・いじめ防止について（4月，11月）
- ・ネット，携帯電話等に関するいじめについて（4月，9月）

⑤心の相談員との連携

⑥相談ポストの設置

(3) いじめへの対処について

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握，被害児童のケア，加害児童の指導など，問題の解消までを行う。

①いじめ問題の対処の流れ・・・別途「いじめ対応マニュアル」参照

②いじめ対応の留意点

- ・いじめを発見した場合は，被害児童の安全を確保するとともに，校長に報告する。
- ・校長は，いじめの報告を受けた場合は，いじめ防止対策委員会を招集し，適切な役割分担を行い，被害児童のケア，加害児童等関係者の聞き取り等を行い，その後の対応方針を決定する。
- ・いじめられた児童のケアが必要な場合は，養護教諭やスクールカウンセラー，その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ・いじめが確認された場合は，被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え，保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また，事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ・校長は，必要があると認めるときは，いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等，いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ・校長は，児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは，生徒指導規程に基づき，特別な指導を行う。
- ・いじめの問題への対応は，いじめの問題を自分たちの問題として受け止め，主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ・犯罪行為として，児童の生命，身体，又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育委員会の指導を仰ぐとともに，警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については，Web 業者との連携を行い，直ちに削除する措置を取る。

(4) 重大事態への対処について

重大事態とは，法第28条により，いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば，次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - いじめにより相当の期間、学校を欠席をすることを余儀なくされた場合
- ①重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。  
学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
  - ②調査結果は、直ちに教育委員会に報告する。
  - ③調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。
  - ④学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
  - ⑤情報の提供に当たっては、教育委員会の指導のもと、学校は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (5) 基本方針や取組についての検証・修正等について
- ①いじめ対策委員会において、各学期末にいじめ防止等に係る取組の振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
  - ②いじめ防止対策委員会において、アンケート結果、いじめの認知件数、解決件数等をもとに取組の検証を行う。

## 8 教職員の資質能力向上について

いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修を学期に1回行う。

## 9 保護者、地域等との連携

- ・ P T Aの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・ほけん通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・ 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を計る。
- ・ いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- ・ 地域の青少年育成会等の関係団体と連携し、いじめ防止対策に努める。